

麻薬研究施設の設置者間における麻薬譲渡に係る 許可発出手続きの迅速化について

(令和元年9月27日 厚生労働省通知 薬生監麻第0927第1号)

規制改革の内容

特例措置前

麻薬には濫用のおそれや有害作用があるため、麻薬及び向精神薬取締法により、研究施設間の麻薬の譲渡は、その都度、厚生労働大臣の許可を要することとなっている。

特例措置

創薬の共同研究等で、順次に企業間の麻薬の譲渡が予定されている場合、初回の譲渡許可申請において、研究者が共同研究全体の計画書を提出し、厚生労働省が全体を事前に検討することにより、2回目以降の譲渡許可手続きを迅速化する。

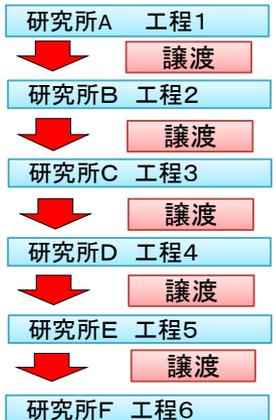
効果

創薬の共同研究等における麻薬譲渡に係る時間が短縮され、研究の効率化が図れる。

規制改革の概要

現在の麻薬の譲渡のイメージ(一例)

創薬のための共同研究



それぞれの準備・申請から許可までの時間(※)がかかる

※これまでの例では、申請者側の準備や修正等も含め、1回の手続に約2ヶ月かかるケースもあった。

創薬のための共同研究



初回申請時に全体計画書の提出と譲渡の必要性等の事前説明

2回目以降は計画に沿った内容で申請を行うことで申請～許可手続きの迅速化が可能に!